

新潟県条例第26号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号)
の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに<u>法第143条第1項第5号</u>のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに<u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)</u>及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支

払手続) 第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>29万3,440円</u>と<u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	払手続) 第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円</u>と<u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の改正は令和8年1月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。